

知立市農業委員会総会議事録

公 示 年 月 日	令和5年8月14日
招 集 年 月 日	令和5年8月22日
招 集 場 所	知立市役所3階 第2・第3会議室
参 集 時 間	午後13時58分、委員18名、事務局3名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：1 岡田めぐみ 2 永田治男 3 加古和市 4 毛受 浩 5 杉原敬浩 6 石原國彦 7 鈴木和幸 8 近藤喜代治 9 高村 昭広 10 成瀬廣美 11 岩堀秀治 12 高木芳夫 13 藤井公人 14 岡田 均 推進委員：15 平澤信幸 16 岡田教孝 17 石川勝幸 18 小野山悦朗 計18名
事 務 局	事務局長＝篠原源晴、事務局職員＝奥村由美子、松原牧子
欠 席 委 員	
開 会 時 間	午後2時04分 開会宣言 会 長：会長総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。 (午後2時04分)
日 程 第 一	議事録署名委員の指名 7. 鈴木和幸 8. 近藤喜代治 を指名します。(会長) (午後2時05分)
日 程 第 二	議案の審議
議 案 第 1 号 1 番	農地法第3条の規定による許可申請について 【議案第1号1番について議案書をもとに説明】 会 長：事前に事務局と共に現地も確認しました。そして譲受人と譲受人の妻に来庁していただき面談をしました。結論から申し上げますと、今回の農地を譲り受けても十分耕作が可能であると判断いたしました。非常に高齢の方ではありますが、とても元気な方であり現在も意欲的に農業に取り組まれております。農機具に関しても問題なく保有されております。この案件につきまして皆さんのところで何かご意見、ご質問等ございますか。 委 員：(意見なし。) 会 長：この案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。 委 員：全員挙手 会 長：ありがとうございました。では全員一致で許可といたします。 (午後2時11分)

2 番 3 番	【議案第 1 号 2 番、3 番について議案書をもとに一括説明】 ※譲受人である農業委員については審議に参加できません。 会 長：地元の委員の方向か補足等ございますか。 石川委員：もともと譲受人が耕作が続けられているところであり、譲渡人の方が西中町外の方であるため、将来的には土地を譲りたいということで今回の案件となりましたので特に問題ないと思います。 会 長：2，3 番の案件については特に問題ないという事ですが、皆さんのところで何かご質問等はございますか。 委 員：（意見なし。） 会 長：なければこの案件について許可してよいと思われる方は挙手願います。 委 員：全員挙手（当事者の農業委員を除く） 会 長：それではこの案件につきましては申請通り許可といたします。 （午後 2 時 1 8 分）
議 案 第 2 号 1 番	相続税納税猶予に関する適格者証明願について 【議案第 2 号 1 番について議案書をもとに説明】 会 長：申請者が刈谷市の方になりますが、何か情報をお持ちの方はみえますか。 岡田教孝委員：申請地のうちの一部についてですが、昨年まで自作されておりましたが、今年から営農さんが耕作を担ってみえるのですが、営農さんの話では今後も継続して耕作していくということでしたので特に問題ないと思います。 会 長：私もこの場所をみかけますが、いつもきれいに耕作されているので、問題ないと思います。谷田の方は他の営農さんのところで耕作されていますね。 高村委員：はい。 会 長：他に何かございますか。 委 員：（意見なし。） 会 長：この案件について賛成の方挙手をお願いします。 委 員：全員挙手 会 長：この案件につきましては申請通り許可といたします。 （午後 2 時 2 1 分）
議 案 第 3 号 1 番 2 番	農地利用集積計画の決定について 【議案第 3 号 1 番、2 番について議案書をもとに一括説明】 ※議案第 3 号 2 番について、当事者となる農業委員は審議に参加できません。 会 長：1 番の案件について何か補足はございますか。 石川教孝委員：現在申請者は案件の農地の隣で畑を耕作されておりますが、少々手狭だと感じていたところ案件の農地所有者が耕作の継続が困難であるという事で今回の申請となりました。特に問題ないと思います。 会 長：よろしいでしょうか。他に何かご質問等ございますか。

	委員：（意見なし。） 会長：なければ、この案件の承認に賛成の方は挙手願います。 委員：全員挙手 会長：全員一致で申請通り承認といたします。 会長：２番の案件について何か補足はございますか。 毛受委員：補足ではなく確認なのですが、報告第３号３との関係はどのようになっていますか。息子さんに耕作権を譲渡していると思うのですが。 事務局：報告第３号３で息子さんに貸付していたものを解約し、本人に戻したのち、今回営農さんへ利用権設定をすることになりました。 毛受委員：変更という事は息子さんに譲渡していないということですか。 事務局：はい、譲渡はしておらず、農地法第３条で使用貸借で貸付しております。名義はそのままご本人です。一旦３条を取り消し息子さんから返してもらう事になりました。 毛受委員：返してもらったという事ですね。わかりました。 会長：他はよろしいですか。ではこの案件を承認してよいと思う方は挙手願います。 委員：全員挙手（当事者の農業委員を除く） 会長：全員一致でこの案件は申請通り承認といたします。 （午後２時２７分）
議案第４号 １番	農業経営改善計画認定申請書に対する意見について 【議案第４号１番について議案書をもとに説明】 ※議案第４号１番については近藤喜代治委員がご本人となるため審議に参加できません。 会長：事務局より説明がありましたが、何かこれについてご質問、ご意見はございますか。 委員：（特になし） 会長：それではこの案件について承認と思われる方挙手願います。 委員：全員挙手 会長：この案件につきましては意見なしといたします。 （午後２時３４分）
議案第５号 １番	農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて 【議案第５号１番について議案書をもとに説明】 会長：事務局より一部概要の説明にもありましたが、９月末までに県へ報告をしなければならないという非常にタイトなスケジュールになっておりますので、本日見ていただきながらご意見があれば８月末までに事務局へお知らせいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。 高村委員：一読させていただきましたが、文言がだいぶ増えているところがある中

	で、気になったところがあります。今まで知立市は中間管理を通しているところは一部ありましたが、おおよそは^{あいたい}相対の契約を取り交わしています。この見直しの中では中間管理を通すという文言に変わっていますが、今後どのような動きに変わっていくのか教えていただきたいです。 事務局： 法律の話で今後相対の制度がなくなる方向で、来年度の末までが相対の新規契約ができる期間となります。おっしゃる通り、知立市内の契約のほとんどが相対となっており、農協を経由した円滑化事業というのがなく、中間管理を利用することが知立市はございませんでした。事務局もまだ把握しきれておりませんので、詳しい仕組み等についてご説明できず申し訳ございませんが、運用については今後課題とさせていただきたいと思います。 高村委員： 以前、中間管理の話が出た時に窓口をどこが担うかで知立の中では、市も営農センターもわかる人がいないという事で相対を進めてきたという経緯があります。今後知立市の中で、そういった部署ができれば中間管理についても話がしやすいが、安城市の管轄ということになってしまうと、今後知立市でマスタープランなどと絡んだ農地の問題がでてきた時に、窓口が中間管理の一言で終わってしまうことに疑問を感じてしまいます。その辺りを検討していただければと思います。 事務局： メリット、デメリットも含め地域計画の策定も今後始まっていきますので、皆さんと話し合いながら進めていければと思っております。 会 長： 中間管理機構という制度が始まってだいぶ経ちますが、知立市は規模的な問題等もあり窓口について決まっておらず、現状相対で行っておりますが、事務局から説明があった通り、今後の課題としてももう少し時間をかけて考えていかなければならないと思います。その過程の中で気になることがあれば話をしていくという事で、現状は今のやり方で進めていくことになろうかと思います。その他いかがでしょうか。 委 員：（意見なし。） 会 長： この内容で何かありましたら、8月末までに事務局にご連絡いただくという事で、このスケジュール通り事務局には進めていただくことに承認いただける方は挙手願います。 委 員： 全員挙手 会 長： それではこの案件については予定通り進めていく事とします。 （午後2時45分）
日 程 第 三 報 告 案 件 1 号 2 号	会 長： 報告案件について、何かご意見ご質問等はありませんか。 委 員：（意見なし。） 会 長： それでは本日の議案書に基づく報告は以上といたします。 （午後2時46分）

3号	
日程第四 その他	・活動状況報告について（事務局） ・行事予定について（事務局） （午後2時47分）
閉会時間	午後2時50分閉会宣言 会長：農業委員会総会を閉会します。 （午後2時50分）